

社会教育関係団体の 登録有効期間が変わります

1年間をととして活動されている社会教育関係団体の実情に合わせて、「飯塚市社会教育関係団体の登録に関する要綱」を改正しました。

この改正により、今まで登録の有効期間が登録した年度の「3月31日まで」だったものが、「登録の日から1年」に変わります。

平成31年度（2019年度）からは、各団体の総会時期が5月までであれば、総会后すぐに申請をしていただくことで登録有効期間が途切れることなく継続します。

		当該年度						翌年度							
		4月	5月	6月	7月	8月	～	3月	4月	5月	6月	7月	8月	～	3月
今まで	申請・登録事務		総会申請	社会教育委員の会 における意見聴取		登録決定				総会申請	社会教育委員の会 における意見聴取		登録決定		
	活動期間	→													
	登録有効期間							今までの登録期間 (3月31日まで)							新登録期間 (3月31日まで)
これから	申請・登録事務		総会申請	社会教育委員の会 における意見聴取		登録決定				総会申請	社会教育委員の会 における意見聴取		登録決定		
	活動期間	→													
	登録有効期間							新しい要綱での登録期間 (決定日から1年間)					登録期間終了		新登録期間 (1年間)

- ・社会教育関係団体の登録には、登録申請の後に開催される社会教育委員の会での意見聴取が必要となっています。
- ・平成31年度（2019年度）のみ、第1回目の社会教育委員の会終了まで登録がない期間が生じますが、その間の社会教育関連施設等の使用については、通常の減免処理で対応し各団体の活動に影響がないように対応します。
- ・平成31年（2019年）度の登録決定以降は、毎年度、各団体の総会后すぐに申請を行っていただくことにより、登録期間が途切れることはなくなります。

【登録申請に関する問合せ先】

飯塚市教育委員会

生涯学習課 生涯学習係

電話：0948-22-3274

FAX：0948-22-3609